

## 予算審査特別委員会 第3号

平成28年3月17日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 議案第 6号 平成28年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 7号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 8号 平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 9号 平成28年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第10号 平成28年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第11号 平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

### ○出席委員（10名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 木村 輔宏君 | 2番 堀 清君    |
| 3番 真貝 政昭君 | 4番 岩間 修身君  |
| 5番 寶福 勝哉君 | 6番 池田 範彦君  |
| 7番 山口 明生君 | 8番 高野 俊和君  |
| 9番 工藤 澄男君 | 10番 逢見 輝續君 |

### ○欠席委員（0名）

### ○出席説明員

町 長	本間 順司君
副町長	田口 博久君
教育長	成田 昭彦君
総務課長	藤田 克禎君
企画課長	小玉 正司君
財政課長	三浦 史洋君
民生課長	和泉 康子君
保健福祉課長	佐藤 昌紀君
産業課長	宮田 誠市君
建設水道課長	本間 好晴君
会計管理者	白岩 豊君
教育次長	佐々木 容子君
産業課長補佐	井本 将義君
総務係長	高野 龍治君

財 政 係 長            細 川 正 善 君

○出席事務局職員

事 務 局 長            本 間 克 昭 君

議事係長兼総務係長    中 村 貴 人 君

開議 午前10時00分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 定刻前ですけれども、本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま委員10名が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○**委員長（岩間修身君）** ただいま事務局長報告のとおり、10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○**委員長（岩間修身君）** それでは、会議に入ります。

◎議案第6号ないし議案第11号

○**委員長（岩間修身君）** きのは7款商工費まで質疑終わっておりますので、きょうは8款土木費から始めます。

土木費、156ページから163ページまで質疑を許します。

○**9番（工藤澄男君）** 159ページ、22節の補償補填及び賠償金というところで町道高校通線支障物件移転補償金というのがありますけれども、これにはどのような物件があって、どのような工事になるのか。そして、例えば物件があった場合、それをまたどこかへ移転するとか、そういう面も含まれているのでしょうか。

○**建設水道課長（本間好晴君）** 高校通線の線形改良の工事に伴いまして、現在の道路に埋設されておりますまず簡易水道管がございます。それ歩道の下に入っております。それから、下水道管も布設されております。これが車道部に入っております。この2つを路盤を掘って、勾配をなだらかにするという工事をしますので、それが支障になるということでの補償費、移設をいたしますので、迷惑になれば簡易水道会計と、それから下水道会計のほうにその移設に係る工事費に相当する額を補償費として支出するものでございます。

○**9番（工藤澄男君）** 撤去したものを再度使うことはないだろうと思うのですけれども、その結局廃棄処分料とか、そういうのも含まれているのでしょうか。それから、たしかあの辺に倉庫みたいのも1軒あったようですけれども、あれは別に支障はないのでしょうか。

○**建設水道課長（本間好晴君）** 管の再利用はできないということで、処分費も含めて補償費用と

してございます。それから、今委員おっしゃります倉庫のようなもの、どの辺にあるのかちょっと私今想像できておりませんで、もしできれば場所を指定していただければご回答またできるのかと思います。

○9番（工藤澄男君） はい、わかりました。

次に、161ページの工事請負費、普通河川沢江護岸工事請負からまずお聞きしたいのですけれども、説明資料にこうやって載っております。そして、今上流部分に向かってたしか工事をしていると思うのですけれども、ここを見ますと平成29年以降も142メートルですか、何か書いてありますけれども、下流部分に向かってこれからも工事は進んでいくということですのでよろしいのですよね。

○建設水道課長（本間好晴君） 今説明資料で59ページのところで全体の計画、位置図を示してございますが、今年度から下流のほうに向かって今度工事を進めるということでございます。吉田スナさん宅の前から今度は下のほうに13メートルほどですが、やる予定でおります。逐次これから住宅街のほうに向かって、年度割りしながらやっていく予定でございます。

○9番（工藤澄男君） それはわかりました。

それで、そうすると上流部分はもう既に終わったということなのですけれども、私が今ちょっと心配する面は上流、最後の部分の取り入れ口のことなのですけれども、もし上から水来た場合、ただすぼんと真っすぐするだけでは周りに影響あるのではないかというのが一つあるのです。これ私の経験からいって、前に昔4キロほどの長いそういう、あれよりまだちょっと大きい川だったのですけれども、最終的にはやはり飲み入り口をちょっと広げてやって、そこへ全部水を集めるような方法というのを経験したことあるのですけれども、そういうのも考えたほうが良いと思うのですけれども、どうでしょう。

○建設水道課長（本間好晴君） 私も工事完了ごと現場見ております。最近見た状況では、あそこの山からの要するに水なのですが、広いエリアから雪解け水、あるいは水が下ってくる。そして、小河川に流れ込んで、1つの川となって形成していると、そういったことですので、本当に大雨とか、そういった災害ということを考えますともう少し対策を施す必要があるのかもしれないが、現状ではあれ以上延ばしても余り、縁に民家があるとか、そういった影響がほとんどない地域ですので、今年度から下のほうに行ったという、そんな経緯がございます。

○9番（工藤澄男君） 上へ延ばさなくても、今とめた部分あたりで、やはり最悪の水ということを考えてこういうことをやらないと、後で大変な目に遭うのではないかと思うのです。そしてまた、この工法といいますか、ブロックでつくるというのはちょっと私も今まで経験がなくて、すごいアイデアだなと思って、私感心していたのです。ああいう河川やるといったら大抵コンクリート製品が多いのですけれども、軽量ブロックであそこまでやるという考えというのはすばらしいものだと思いますので、まず飲み水のほうを今後また検討していただきたいと思います。

次に、そのすぐ下の、これうちの町内の管轄なので、ちょっと質問いたしますけれども、普通河川関口の沢川護岸工事ということでありますけれども、これはどのような工事をするつもりですか。

○建設水道課長（本間好晴君） この地点は、元気プラザの裏のちょうどパークゴルフ場のコースの前、すぐそばにあります取水口が1つあるのです。畑に水を引くための樋門的な装置が備えてあ

る。その部分が低くなっていると。過去の大雨のときにあふれそうだとということで土のうを積んで高くして、急場はしのいだと。そういったしのいだという経験ございますので、工藤委員からも再三指摘がありまして、そこを土盛りすべきではないかということでの対策として、その地点を中心に30メートルほどまず護岸工事を、土盛りをするということでございます。低くなっている部分は開閉する装置がございますので、それを潰さないようにして、その部分腐食性土の、要するに土のうに草が生えてきて、丈夫になると。そういった工事を前後の30メートルほどやる予定で、予算でございます。

○9番（工藤澄男君） 土盛りするということですがけれども、先ほども言いましたけれども、結局あの川も過去にそのちょっと上流で土砂崩れがあって、その現場が今でもまだ残っておりまして、あそこに住んでいる沢口さんも去年でしたか、確かめに行ったら、やはりそういう現場があったと。だから、今は持っているけれども、将来的に、例えば今の雪解けが一番危ないのではないかと思うのです。沢に雪がかぶさって、それが下に落ちたときに上から水が来る、あふれるとなれば、やっぱり一番弱いのは今課長が指摘した低い部分だと思うのです。それで、何年前になりますか、私洪水の心配をして、元気プラザの前にとりあえず側溝でもつくって、一時的に水を流せるようにしたらどうかということで、あのときたしか賛成いただいて、やりますということだったのですけれども、いまだにまだできていないので、私も諦めていますけれども、ただ土で土盛りして、草というよりも、あの下たしかコンクリートブ……何かブロックですよ。せめてそのブロックの部分だけでもブロックでやるという考えはなかったのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） ブロック塀の護岸になっております。その上に自然の土が何メートルか堆積していると。その堆積している部分が今の樋門、樋管の装置の部分が土が足りないと、そういった状況になっておりますので、周りと同じようにして、土盛りをして、高さを合わせていきたいのだ、そういうことでございます。

○9番（工藤澄男君） さらにその下の委託料で各公園の清掃作業委託料とあります。これは、草刈りももちろん入るのですよね。

○建設水道課長（本間好晴君） 公園の維持管理で一番メッシュになっているのは、今おっしゃいました草刈りの予算ちょっとふやしまして、回数を少しふやして環境整備したいなということでの予算計上をしたところでございます。

○9番（工藤澄男君） 回数ふやすということは非常にいいことで、昨年でしたか、どなたかやはりこの公園の草刈りの問題について質問したことあったのですけれども、私も実際に携わったこともありますので、私のほうからは、今ほとんどのこで草を刈っているのです。そうすれば、結局刈った後の草というのは非常に長目に残るのです。それから、木の回りだとかもそこまで行けないから、結局手で刈っているのかどうか、たまに木の周りの草が残っていたりということもあるのです。ですから、全部の公園とは言いませんけれども、子供が結構遊んでいる公園というのは3カ所か、そのぐらいあるのですけれども、そういうところは子供たちが遊ぶ場所で足がひっかからないように例えばワイヤなんかである程度細くするというような考えはないでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 利用頻度の高いといいますか、あるいはさまざまなお祭りだとか

運動会だとか、そういうことに使われる公園等は、特にそういった丁寧な草刈りというのですか、そういった対応のためにワイヤカッターを使っての草刈り等業者のほうに相談しながら、指示して、整備していきたいというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 私も、自分のことなのですけれども、過去にいろんなところで草刈りをやりまして、大抵のところは最終的にはワイヤで仕上げをして、きれいにして、投げるというのが公園の本当のあれだろうと思うのですけれども、実際にきれいに投げてやらないと見た目も悪いし、それから子供たちも結構よく遊んでいるのを見ますと、余り自由に、例えば山に登っていくにも山が余りがさがさなものですから、登りづらいとかというのを見ているし、なるべくまず子供がたくさん利用している公園をピックアップして、せめてその部分だけでもきれいにしていきたいと思えます。

それから、次は163ページの補償補填及び賠償金ということで、これ清川団地の移転の補償費と、それから公営住宅の入居金還付金というのは、これはここへ、あそこの団地に入っていて、さらに今今度の新しい団地に入る人方への補償でしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今度清川団地建てかえ移転補償、これは記載のとおり、移転していただくに当たっての引っ越し料、それをお支払いするための予算でございます。それから、その下の敷金還付金は通常の、この住宅に限らず、一般に入っている方が退去する場合のお預かりしている敷金を還付するための予算でございます。

○9番（工藤澄男君） そうしたら、今の移転のほうなのですけれども、この移転補償費というのは、あそこたしか4軒あったはずだと思ったのですけれども、そこの人も全てここに入居するということなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今年度、平成27年度に1棟4戸完成いたしまして、4月1日から順に入居いただくという予定で今進めております。今委員おっしゃったとおり、4名の方が全て新しい住宅に入るといふ申し込みございましたので、そのとおり決定をしております。

○2番（堀 清君） ページ数が159ページ。町の寒帯車の整備料なのですけれども、540万ほど計上されていますけれども、昨年も夏新しい機械たしか導入しまして、とりあえず3台ともまず新しくなった状態なのですけれども、この整備料というのは結構な金額なのですけれども、ことし例えばでっかいところどこかぶっかけたとかというような形のはございますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 27年度中に大きな故障したというのはございませんでした。

○2番（堀 清君） まず、そういう状態であればちょっと金額がでっかいというような中で捉えているのですけれども、細かい金額等、できれば教えてもらいたいのですけれども。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成28年度の予算の見積りに当たりましては、町が保有する重機の修理に当たりまして、修理業者のほうに見積もり依頼を立てまして、これこれの車、どの程度修理かかるかということで、それを取り寄せて予算計上しているという流れになっております。平成28年度におきましては、車検の年と車検でない年ございます。ただ、除雪重機といいますのはシーズン使いまして、次の年にまた始まる前までに必ずやはりメンテナンス、点検、あるいは部品取りかえ、そういったこと必要ありますので、ほぼ毎年車検と同じぐらいの費用がかかるということ

で来ております。ですから、どうしても台数分のメンテナンス、修繕費用はかかってきているのが現状でございます。内訳といたしましては、古いものでは町の小さいやつ、それも1台、これは14万ほどの予算、修理費として計上しております。それから、平成23年車、これは75万ほどの予算を見込んでおります。それから、26年度車、これが多分車検の年であります。これで100万ほどの車検費用として予算計上しております。それから、27年度車、ことし買ったやつですが、これ50万ほどの予算を修理費として計上しております。そのほかロータリー装置というのが2つございます。これもむしろこの点検が費用がかかるということで、2つ合わせまして290万ほどの予算を計上したところでございます。

○2番（堀 清君） 大体内容等々は理解しました。そういう中で基本的には地元の業者さんにそこら辺やってもらってというのは結構なことなのではございますけれども、やっぱりこの整備料、自分何せ議員になってからずっとそこら辺のもの比較しているのですけれども、金額的にやっぱり高いと思います。ということは、やっぱりとりあえず金額が結構になりますから、地元業者にタッチさせるというのは結構なことなのではございますけれども、結果的にはやっぱり別な他社業者からの見積もりというのにも比べる中では必要なことだと思いますので、そういう中を今後はやっぱり実施していかないと、確かにそういうところが悪いのだというのは、そこら辺は理解はできるのですけれども、その整備料が比べた場合に他社よりも高いというような形であれば、やっぱりそれは基本的にはちょっとまずいかなという中で捉えるのですけれども、今後の展開としてはそういう、例えば合い見積もりをとるだとかというようなことは考えていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今委員おっしゃられたとおり、結果的には全ての重機3台が1つの業者に集中して点検されているということでございます。過去に、ふだん過去からのこういった流れで、結局は技術的にその業者しか直せない、あるいはほかのところに出したのだけれども、やっぱりだめで、そっちに集中したという、そういう書類上は残ってはいないのですが、結局今そういった事情で1社で直しているということで来ているように私は感じております。再三この問題につきましては委員から何とか分散等の方法ないかというご質問いただいておりますので、私といたしましても新しいものについてはそんな技術的に必要な修繕等でなければ他の町内の業者に打診して、可能であればそちらのほうと随意契約でやっても、やれるものであれば可能ではないかなと、そういった方法をとることはやぶさかではないのではかということで、そういった方向で修理、点検等を発注していきたいと考えてはおります。

○2番（堀 清君） 勘違いしてもらえば困るのですけれども、基本的に地元業者に発注するのがだめだと言っているのではないのです。そういう中で頼むにしても、やっぱり整備料というのはある程度相場というものもあるだろうから、そこに頼むにしても、要するに別なところの見積もりもあって、そういう中で比べて、やっぱり最終的には例えば減額してできる形もあると思うのです。だから、そういう中をやっていかないと整備料の大した節約というのはできないのではないかなという中で思うもので、別なというか、どこからの他社見積もりも今後としてやってもらいたいということじゃべっているのですけれども、そこら辺のものの再度答弁をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 修理の見積もり依頼、随意契約のための見積もり依頼なのですが、

要は修理をできないところに見積もり依頼は出せない。当然そういうことですので、やはり前提となるのは技術的にやれるというところの把握がまず大前提になります。それが今まではできないという前提のもとに1社に、合い見積もりしないで、1社だけの見積もりだけでやってきたという。それを今度はできるかできないかもう一回ちゃんと確認をして、それからできるのであれば、そしてたら新しいところにも見積もりを出してもらって、最後は価格でやる、やらないを決めると、そういった方法がいいのではないかということで私も考えているところでございます。

○8番（高野俊和君） 1点だけ簡潔に聞きたいと思います。

どこで聞くのかちょっと迷ったのですけれども、この159ページ、13節の委託料、除排雪、これ町道の除排雪だと思っておりますので、ここではないのですけれども、場所がないので、これにひっかけてちょっと聞きたいのですけれども、住宅や空き家の家の屋根の雪が落ちて、苦情が毎年来ます。これ大体同じ住宅の場所、道路も大体同じ場所で、その都度町にもお願いをして、私も行きますけれども、町にもお願いしております。町のほうで連絡先もわかっているということで、その都度連絡して、処理はしてもらっているのですけれども、これ毎年のことですので、できれば雪の降る前とか、そのころに先方に連絡していただいて、その時期に処理してもらおうように連絡しておいてもらえると大変助かるのですけれども、それは可能でしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） この民家の屋根の雪が落ちるといのは、落ちた雪が例えば道路に落ちる、そういう場合は本来は落とした責任ある方が速やかによけてくれればいいのですが、空き家だとかということになるとそういったわけには、すぐにどけてもらうわけにいかない。結局は町のほうで道路を管理している、建設水道課になりますが、建設水道課のほう業者に頼んでやる、あるいは町のある、持っている行程でやる、そういった臨時的な対応をしてくれているというのが現状でございますので、所有者が本来すぐやれないのであれば、やはり従前同様町のほうに連絡してもらえれば町はやらざるを得ないというふうに考えております。

○8番（高野俊和君） これ町の住宅の部分もありますし、空き家が町道の歩道のところに落ちてくる箇所とかも両方あります。これそれぞれに、本来は自分らでやることなのでしょうけれども、なかなかやらないということで近所とかも周りの人から連絡が来て、自分も行って、それから町にもお願いするということにはしているのですけれども、本来的に最初から町でやるということはいけないということは私もわかっていますけれども、連絡を、毎年雪降りますので、毎年その状況はありますので、連絡先に注意を促すということをしてもらいたいと思うのです。お話ししたのですけれども、そういう機会がありましたらぜひ早目に連絡しておいてもらえると助かるのですけれども。

○企画課長（小玉正司君） 空き家の問題、それと空き家から落ちる雪の問題ですけれども、これにつきましても先日土現のほうから職員の方来まして、私と、それから建設水道課長も含めて話し合いがありました。そのときは、土現と町の役割分担みたいな話もなりました。そして、古平町の方針といいますか、対策として、夏場に最低限雪どめをつけてほしいと、落ちないようにと、そういうことで今現在はことし2カ所通行どめになりました。土現のほうでやりました。というのは、雪が落ちてきたら歩行者、大変なことになると。そういうことで、管理者として土現のほうで通行ど

めにしたと。ただ、1カ所は屋根の雪がいっぱい積もっていて、危険だと。というのは、これ雪どめやってもらった結果として雪が積もっていたと。土現のほうでは、町で言って、やってもらったのですけれども、あとはもう2軒ございました。これについては1軒、空き家ですけれども、所有者が古平町の方ですので、今でなくても夏になったら雪どめやってくださいと。これは、わかったというような返事ありました。それと、もう一軒は積丹町の方でした。これなかなか電話かけても出ない。それで、郵便出しました。それでも返事来ない状況です。そういうこともありますけれども、今言ったように、冬の時期言ってももう遅いのです。そういうことで、夏場の時期にもう一度言って、最低限雪どめをつけてほしいと、そのようなことは伝えたいと思っています。

**○8番（高野俊和君）** 大体わかりました。1軒、道路に落ちてくるところは私も何回か見に行ったらきれいになっていたのです。それをきれいに行っている現場は見なかったのですけれども、気にして何回か行ったらきれいになっていました。住宅のほうは、うち町営住宅、2階建てですので、空き家の氷とかが隣のほうに来るのです。それで、危険だということも毎年言っているのですけれども、課長の答弁でわかりました。

終わります。

**○1番（木村輔宏君）** 今の高野委員のお話とちょっと関連するのですけれども、うちの町内にも、それからあちのほうにも結構あるのですけれども、要するに空き家対策として条例的なものは古平町で早急につくるのでしょうか。ということは、実際にいなくて、お話をしても音信不通と。では、誰か事故起こしたらどうするのということになると、町で強制的にそういうものをつくることによって幾らかでもいいのではないかと。例えば今回のでも住宅とは関係ないような、あるようなものになりますけれども、アンテナが壊れていてもそのままになっているという、そういう空き家をどうしたらいいのかということが一つの大きな解決方法だと思うのですけれども、そういう空き家対策的なものの根本的なものをつくるということは考えていらっしゃるのでしょうか。

**○企画課長（小玉正司君）** 空き家の問題でございますけれども、前々からさまざま、本当に大変な問題でございますけれども、まず条例つくるのかといいますけれども、条例つくる予定はございません。というのは、空き家等対策の推進に関する特別措置法ということで既に国のほうで法律つくっています。そういうことで、今つくった町村もありますけれども、逆にこれからはつukらないという町村のほうが多いのではないかと考えています。というのは、二重になって、屋上屋にならざる得ないと。そういうことで、法律、条例、中身の管理する上でも町で条例はつukらないほういいだろうと。これも古平町に限らず、私の知る限り、近隣、余市町、小樽町もそういう方針でございます。ただ、法律を生かすためには各町村で計画をつくりなさいと。今後の方針の計画です。これも法律にも書かれています。つくって、法律を生かすような形にしてくださいと。そうでなければ、さまざま各町村に情報聞く場合でも、それから税の減免でもその計画をつukらなければ法律適用になりませんよと、そのような条項にもなっています。それで、今の策定状況、これ今回の資料要求にもございましたけれども、今つくっている10月現在の国の資料ですけれども、法律に基づく空き家等対策計画というのですけれども、これつくっている町村は今のところ全国ではまだございません。そういうことで、今後予定しているところが76、策定予定ないというところもあります。

これが24分1がそれでもつくらないという、雪国でないのかもしれませんが。そういうことで、古平町も今後28年度に向けて各町村の状況見ながらつくらなければならないと思っています。そういうことで、そういう状況でございます。

**○1番（木村輔宏君）** ということは、今回も実際にあったのですけれども、雪のことと同じで、飛んできたものがどこのうちの屋根のものなのかということで、それによって傷んだと。では、誰に物を申せばいいのかということになってきたときに、どうしたらいいのかという問題が出てきます。空き家であるような、ないようなというものについては、これ一応は古平町にお話をしてみなさいということによろしいのでしょうか。

**○企画課長（小玉正司君）** 一義的に全て役場に言ってみなさいというのもちょっとあれですけれども、ただ町民困ったときのための役場ですから、当然それについては対応しますけれども、役場としては、状況によりますけれども、一般的には所有者に連絡してあげると、これはやっております。ただ、連絡して、解決すればそういう問題起きないのです。イタチごっこになっているのが現実です。ただ、道路に面しているだとか、一般に不特定多数の人が困っているとなれば役場でやっている場合もありますけれども、個人個人の問題については幾ら隣の家、それから昔住んでいて、引っ越して、空き家だといってもなかなか個人が言うのが人間的な関係ありますので、そういうことを踏まえて、役場では口添えはしております。

**○3番（真貝政昭君）** 関口の沢川の工事なのですけれども、樋門というのですか、あれがない分きちんと閉まらないような状況が見受けられたのですけれども、あれの改修というのは今回の工事の中には入っているのですか。

**○建設水道課長（本間好晴君）** 日ごろあけ閉めしてございまして、操作の際にきちっと閉まり切らない状態になっていることは確認しております。今回の土盛り工事にあわせまして、河床部分に恐らく堆積土砂が少したまっていて、それが障害になって、きちっとそこまで閉まらないのではないかとこのふうに見ておりますので、あれは簡単に土砂を少しとって、その下に布団かごのようなもので一回平らにしてやることも、それは河川維持のほうの費用でできるのではないかとこのふうを考えて、視野には入れております。

**○3番（真貝政昭君）** 今回土盛りする高さが一定程度あると思うのですけれども、樋門の部分については全く河川水のあふれるというあれには支障のないような状況なのですか、高さ的には。

**○建設水道課長（本間好晴君）** 今の樋門の高さ自体がやはり低い位置にあります。周りが高くなっていると。その樋門自体を高くするとなると大ごとになりますので、それはそのままにして、樋門の周りを高くして、それ以上水が入ってこないようにするものでございます。

**○3番（真貝政昭君）** そしたら、周りの土手よりも樋門のほうが高いというような状況が生まれるということですか。

**○建設水道課長（本間好晴君）** 現状はそういうふうになっております。ただ、本当は樋門自体もう今農業用に使っていないのが現状です。ですから、撤去してしまうのも一つの方法なのですが、何かの際にやはり利用することもなきにしもあらずですので、とりあえず樋門は残したままの堤防の縁のかさ上げということで計画しております。

○3番（真貝政昭君） あの樋門は冬場の中央通りの側溝にある程度流せれる箇所、流雪溝的な役割で住民は利用しているようなのですけれども、そういうのもある程度視野に入れて、そのようなお考えに立っているのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） そのとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） 清川団地のことしの工事なのですけれども、163ページになります。それで、平成27年度に完成した棟については、取り壊しの対象となる区域に住んでいる方4世帯が全員入居という説明がありました。ことし建てられる1棟4戸の入居優先順位なのですけれども、それはどのようになりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 28年度に建設する1棟4戸ですが、あと4戸の方が入居されている方の住宅を建て直すという勘定になりますので、優先順位はその4戸の方が優先的に入居されるというふうに考えていただいて結構だと思います。

○3番（真貝政昭君） それで、入居された後の道路の河川側の棟になりますけれども、その取り扱いはどのような行程になるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） そこを移転していただいたものは空き家になりますので、将来的には取り壊しをする予定でございます。

○3番（真貝政昭君） 前の公営住宅プランでは、河川側の町有地については駐車場という構想だったように思うのですけれども、新しい今の平家建ての計画に変わりましたからその土地利用についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 現計画の中では駐車場は道路の前、山側のほうに、建物に近いほうに駐車場を設ける予定でございますので、道路から河川側の跡地に、壊した後は更地になりますが、そこは今のところ利用計画はございません。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、今回の建てかえ計画の最後の棟が一応平成29年ということになるのでしょうけれども、その入居対象区域というのは予定されているのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） この最後に建設する予定の1棟8戸2階建ての建物になりますが、これにつきましては清川団地の方がもう既に新しい住宅に入っておられますので、全く一般的な募集、公募による入居で入居者を決定していくと、そういった形になろうかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 清川団地も清丘団地も同じ時期に建てられた古い町営住宅なのですけれども、そういう古い町営住宅に住んでいらっしゃる方が優先順位という、優先的に取り扱われるという、そういう方向ではないということなのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 清川団地、また清丘団地の建てかえであればそういった優先順位も必要かと思いますが、ここ清丘団地の建てかえではありませんので、そういったこの地区の方が優先して入るという考え方は法的には持つ必要はないのかなというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 次に、橋梁の工事になります。159ページの中段で橋梁の長寿命化修繕計画の工事費が上がっております。それで、冷水川と、それからチョペタン川のほうの2本になっているはずなのですけれども、冷水川のほうについて若干伺いたいのですが、古平川の流下阻害除去工事が進められる中で、沈下した堤防のかさ上げが一定程度まで進んでいます。それで、冷水川のほ

うも古平川のほうも昭和30年代の堤防の工事がされて、同程度に沈下されているという、そういうふうに予測されています。それで、道のほうの見解は、どの程度沈下しているかというのは測量してみてくださいという問いに対して、やぶさかではないという回答は一時伺っているのですけれども、津波対策の上で平成25年ごろに古平の津波高が発表されました。3.5メートルの津波高が予想されているのですけれども、現在の冷水川の堤防がそれに近いような高さに目測で思えるのですけれども、この橋梁の長寿命化工事をするに当たって、そのあたりはどのようになるのでしょうか。現状のままでの工事がされるのかということです。

○建設水道課長（本間好晴君） この冷水川につきましては、道の管理の2級河川でございますので、第2冷水橋の長寿命化工事に当たってこの河川の堤防部分を町がいじるということはありませんし、できません。そういうことで、堤防の件については町が工事等としては一切触れられない箇所ということでございます。

○3番（真貝政昭君） 堤防の高さについても把握はしていないということなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 高さが何ぼあるとか、そういったこと把握しておりません。

○3番（真貝政昭君） 次に、除雪の件です。158ページになります。それで、今回自己破産申請した建設会社が受け持っていた路線があります。こういう事態になって、平成28年度の冬季の除雪の体制に変化が生まれると思います。どのように対応されていこうとしているのか伺います。

○建設水道課長（本間好晴君） ことは3月まで契約どおり履行していただけるということで確認しておりますので、安堵してはおります。来年度以降の除雪について、今5社での共同企業体での除雪、これが今1社抜けるということになりますと4社でできるかどうかということの確認を早いうちにしておきたい、おかなければならないというふうに考えてはおります。人と、あるいは機材、今回は倒産した企業が結構な比率で共同企業やっておられましたので、人と、それから今言った自前の機械とリースで用意していた機械あるようですので、その辺を今残り4社の方と早い段階でそういった協議をしていきたいというふうには考えております。

○3番（真貝政昭君） 余市町の場合、どういう形態でやっているのでしょうか。町独自の職員を抱えていて、やっている部分があるのではないかと思っているのですけれども、かつてのように町が自前で調達をしてやるというふうには、逆戻りです、過去に、そういうような一部変更というのも考えられるのではないかとというふうに思っているのですけれども、それはあり得ないのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 町村によってやり方さまざまだと思います。余市町のやり方としては、私の知り得る範囲では、区域割りをして、共同企業体を組んでいただいて、その区域ごとに担当してもらっていると。町の持っている車を、古平町と同じように、その業者に貸して、やっていると。貸しているのですが、自前の職員も配置していて、その車を使って町も直接除排雪していると。そういった組み合わせで対応しているというお話は聞いております。

（何事か言う者あり）

○建設水道課長（本間好晴君） 答弁漏れございました。

それを今古平町が全面委託しているやり方を変えて、町がまた直営方式を採用するとか、あるいは今言った余市方式にするとか、そういったことは私は避けたいなど。今の方式がベターではない

かなというふうには思っております。

○委員長（岩間修身君） 土木費終了しましたが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○委員長（岩間修身君） それでは、皆さんそろいましたので、会議を再開いたします。

次に、9款消防費、164ページから167ページ、その説明資料であります208ページから217ページまでの質疑をあわせて許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 消防の人員体制なのですが、定年退職が2名に途中退職が1名ということですね。それで、209ページの職員給料のところを見たら11名分というふうになっているのですが、そこら辺のことについて説明してください。16名だったのが3名退職していて、前には14名という数字が説明されていたと思うのですが、1名補充して、16名を14名体制で平成28年度はいくということでは捉えているのですが、その点説明をお願いします。

○企画課長（小玉正司君） 消防の職員でございますけれども、昔からだんだんふえてきて、まず14名体制でずっと行ってきました。ただ、この3月に2名退職は当然決まっていたから、それに合わせてスムーズに継続できるというために事前に2名を採用して、16名体制でやっていた。ただ、この12月でした、1名急遽退職になりまして、そのかわりに2月1日に1名まず採用しました。そういうことで、4月1日からは従来の14名体制と、そういうことで事業を行う予定でございます。

○5番（寶福勝哉君） 古平町には現在指定の避難所が13カ所あるようですが、現状の備品などの設置状況と、あと今後の設置のプラン、わかる範囲で結構ですので、教えてください。

○企画課長（小玉正司君） 避難場所ですけれども、まず避難場所の定義になります。津波被害のとき一時避難所とか、そういう言葉使いましたけれども、昭和25年の6月付で国もさまざま試行錯誤していました。我々には一時避難所とか、そういうことで、役場でなくて、地域住民が決めるだとか、そういうことも言っていましたけれども、25年6月付でまず緊急避難場所と指定緊急避難場所、それと指定避難所と2つに大きく定義、国で、これは災害対策基本法で2つ決めてございます。古平町では、そういうことで指定の緊急、一時、とりあえず数時間災害から免れると、そういう場所が建物では19棟、それと屋外の広場では19カ所一応指定しております。それと、今言う今のは緊急の避難場所、それと指定避難所、これは緊急、災害がおさまったら、あと1週間程度、帰る家がない方、その方が避難する避難所です。これが10カ所計画で指定しております。あと、備蓄品ですけれども、これにつきましては随時用意して、毎年のように、これからも準備予定でございます。まず、食料品と水ということで、今現在17年度末でいえばアルファ米、さまざま種類ありますけれども、一応650食、それと乾燥のスープが600食、飲料水が1,300本、粉ミルクありますけれども、これ20とありますけれども、この単位ちょっとあれですけれども、そういうことでまず備蓄品、食料品関係用意してございます。あと、毛布につきましては今550枚、それとさまざまアルミマットだとか

今哺乳瓶も、それから女性の生理用品だとか紙おむつだとか、そういうものも、数少ないのですけども、整備してございます。あと、場所でございますけれども、本来整備すべき場所につきましては集積拠点という言葉使って、今この計画になってはいますけれども、古平小学校、それと国の交付金で整備しました小学校の備品庫といいますか、プレハブです。それと、温泉広場にもあります。それと、ほほえみくらすと。ただ、これ今改正しなければだめなのですけども、福祉センターにも当然必要ですし、また温泉にも、それからことし建った沖集会所にはことしも毛布だとか、その辺整備しますけれども、そういうことでこれも今改定整備計画中でございます。

○9番（工藤澄男君） 今の寶福委員にちょっと重複するかもしれませんが、曙町内の避難場所というのはどこになっていたのでしょうか。

○企画課長（小玉正司君） あともう一つ、避難場所といいますけれども、当然災害はさまざまな種類ございます。さまざまな種類ございまして、25年度、26年3月に皆さんの手元にこの防災、この中に出ていますけれども、災害別にそれぞれ違います。そういうことで、津波になれば当然に旧古平高校になりますし、そういうことで今ちょっとここ見なければ答弁できませんけれども、そういうことであそこ限らず、災害によって違います。中学校は当然洪水だとか津波になれば違いますけれども、土砂崩れになれば中学校になったり、そういうことで今ちょっとうまく答弁できませんけれども、このとおりハンドブック見てもらえばわかるかなと思います。

○9番（工藤澄男君） 災害によってももちろん避難する場所は違うのですけども、例えば洪水的な、一時的にちょっと避難するというので、あそこに3階建てとか建物がありまして、そこを一時的な避難場所にできないかという話が町内会長さんのほうから一回ありましたので、それで今確かめてみたのんですけども、一時的に避難する場所としては適当と思うのんですけども、遠くに逃げるよりはいいと思うのんですけども、どうでしょう。

○企画課長（小玉正司君） たしか、議会と町内会長会議ごっちゃになってはいますけれども、そのようなご質問ございました。当然にあの高さですし、旧居であれば一番いい建物でないかなと思います。そういうことで、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。

○9番（工藤澄男君） それから、先ほどちょっと質問しかけました樋門ポンプの運転ということで167ページの上のほうなのですけども、このポンプはいまだにまだテントでくるんだまんまの状態置いてあるのか、それから年に何回ぐらい試験をしているのかお知らせください。

○企画課長（小玉正司君） 現場のテントの状況について、申しわけございません、ちょっと私把握してございません。あと、当然これから雪解け時期、この間も準備しました。この間の雨降った風吹いたときです。そういうことで時期、時期選んで、点検はしてございます。それと、ことし27年度でいえば3月、それと7月、8月に浜町、浜一、そこは運転してございます。

○9番（工藤澄男君） どうしても機械類でもあるし、電気系統のものであるので、一応テントでは囲ってあるのんですけども、私前にも言ったと思うのだけども、何とか屋根がついて、機械に直接雨が当たらないような方法とか、そういうのを考えられないでしょうか。前にも一度水出たときにポンプが動かなかったということもありますので、やっぱりある程度きちんとした保管が必要だと思うのんですけども、その辺の考えはありますか。

○企画課長（小玉正司君） 治水関係で災害というか、建設のほうにもなるかもしれませんが、ある程度毎年ようになりますし、大がかりな関係で揚水ポンプ設置してほしいということで小樽開発建設部、土現には要望していますけれども、なかなか難しいというような回答は毎年のようにもっています。ただ、そういうことで町としてどこまでできるかという問題ありますけれども、確かに必要なことだとは認識してございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に10款教育費、168ページから193ページまで質疑を許します。ございませんか。

○8番（高野俊和君） 1点だけ。

179ページ、7節の賃金で特別支援教育支援員賃金ですけれども、これ昨年から見ますと5分の1程度にかなり減っております。昨年質問したときに上がった状況を聞きましたところ、たしか支援員2人のところを3人にして、中身を濃くするという回答だったと思えますけれども、今回5分の1というふうに金額減った大きな要因というのは何かありますか。

○教育次長（佐々木容子君） 委員さんおっしゃっているのは、多分この特別支援教育支援員の賃金、小学校費と中学校費で見えてまして、小学校費については3名を計上しておりますが、この179ページ、こちらのほうでは中学校の1名分を計上しております。

○9番（工藤澄男君） 175ページの工事請負費ということで、小学校体育館の屋根の雪害部補修工事とありますけれども、まだ建てて何年もたたないのですけれども、どういう部分が壊れたのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 今回予算計上しましたのは、年が明けましたので、おととしの雪害で屋根の一番高い部分、体育館の屋根の部分になるのですが、鉄骨の上に屋根材が張ってありますが、その端の部分、破風というふうと呼ぶということなのですが、その破風の部分、雪が積もりまして、時期的に雨で少し重くなった部分、そしてそこにつららがついてということで、軒天の部分に負担がかかってということで、その下地の部分がビスどめが外れたりということで、端の部分が下がってということで、今回この部分の保険の補填が決定したということで、時期的にもう少し早い時期に実施もできたのですが、ちょうど雪の来る時期ということで今回この新年度に織り込む形で計上させていただいております。

○9番（工藤澄男君） 177ページの扶助費なのですけれども、この中で両方同じような項目が載っていますので、小さい点、2点だけちょっと。この中で修学旅行費とPTA会費についてちょっと説明ください。

○教育次長（佐々木容子君） 修学旅行費につきましては、小学校については6年生、中学校については3年生の修学旅行費の保護者の方が負担するべき実費の全額について保護者の方に扶助をしております。それから、PTA会費につきましてもこちらのほう1世帯ということになります。お子さんが何人いても1世帯についてということで、その分を保護者の方へ支給をするというものでございます。

○9番（工藤澄男君） 今10世帯と言いましたっけ。

（「1世帯」と呼ぶ者あり）

○9番（工藤澄男君） ちょっと聞こえませんでした。済みません。

○教育次長（佐々木容子君） 世帯数でいきますと、修学旅行、小学校につきましては6年生の2名について、それから中学校については中学校3年生の3名について計上しております。それから、PTA会費につきましては、小学校で45名分、中学校につきましては17名分のPTA会費を計上しております。

○9番（工藤澄男君） 次、183ページ、工事請負費の中に排水側溝塗装工事請負とありますけれども、この排水溝の部分というのはどういう場所にあるのですか。

○教育次長（佐々木容子君） こちらの排水溝でございますが、給食センターの床の下を走っている部分でございます。例えば野菜を洗ったりですとか食器をとということもありますし、お鍋を洗ったりということも当然にあります。そういったものが全てこの排水溝に集まるのですが、今回この塗装工事出したのは、どうしても汚物も一緒に流れる場所なものですから、毎日デッキブラシで磨いてということで、この排水溝の部分の塗装の表面が剥がれてきたということで、下地に影響がないようにということで、もう少し厚目に、そして弾力性のある素材ということで今回これを計上しております。

○9番（工藤澄男君） そういう場所であればやはり特殊な塗料だと思うのです。普通の塗料では間に合いませんので、値段もかかるのでしょうか。わかりました。

終わります。

○1番（木村輔宏君） ページ数171ページの高等学校遠距離通学費補助金というの、これは実際高校に行っている方が何名で、何名の方に助成をしていらっしゃるのですか。

○教育次長（佐々木容子君） 27年度の実績でいきますと、1年生から3年生まで全てということで67名のお子さんいらっしゃるのですが、その中で27年度は所得制限もございまして、37名を決定しております。28年度予算につきましては、この制度、所得制限撤廃をされておりますので、54名で積算をしております。

○1番（木村輔宏君） これ所得制限ということは、要するに上げないというか、そういう方がいても、遠距離があっても助成をしないということですか。

○教育次長（佐々木容子君） 27年度までは一定以上世帯に所得があれば通学費は補助しないということでございましたが、28年度はこの部分の所得制限はなしということで、自宅から通っていらっしゃる方は皆さん対象となります。

○1番（木村輔宏君） ということは、下宿されている方というのもいらっしゃるのですか。

○教育次長（佐々木容子君） 今手持ちの資料に下宿の方の部分がないのですが、1名はいらっしゃるかなというふうには。

○1番（木村輔宏君） ということで実は聞きたいのですが、古平の高校がなくなって、余地、小樽に通っていますと、そういう方については手厚い看護したわけですが、逆に言えば、逆ということは、逆に下宿をしている方々も大変な思いで下宿させていると思うのです。これだけの方

々に助成をしているのであれば、下宿されている方に対しても助成をしてもいいと思うのですけれども、そういう考えはございませんか。

○教育長（成田昭彦君） もともこの遠距離といいますか、高等学校の通学費、古平高校の廃校に伴って道のほうで、道教委のほうで補助した5年間という経過措置切れて、今町で実施しているわけでございますけれども、道のほうではそういった下宿の関係も補助してございます。私どもも、今そういった生徒が前は旭川に1名いたのですけれども、これ卒業するものですから、その辺も踏まえて、現状に合った形で考えていきたいと思っております。

○1番（木村輔宏君） 次に、175番の、この前もお話を聞いた中であったのですが、学校給食費、不用額が出たというときにその不用額というのは町で助成しているものですよとなったわけですが、全体的な予算でいくと普通の生徒方も給食費を払っていると。その方々のお金については不用額というのは出てこないわけですよ、もちろん、給食費は払うわけですから。だけれども、助成しているものについては、やっぱり予算として1食例えば500円なら500円、300円なら300円で助成しているわけですから、それも一般の方と同じ考えのもとで同じようにカロリー数であったり、金額でやっていると思うのです。ところが、学校の給食費のこっちのほうで出しているお金については不用額が出てきましたということは、ちょっとどうなのかなという気がするのですが。

○教育次長（佐々木容子君） 委員おっしゃっているのは先日の27年度の補正予算のときのお話かと思うのですが、あのとき不用額として落としましたのは当初見込んでいたよりも人数が減ったということで、お一人当たりの給食費自体はこの扶助費で支払う額も保護者の方から集める額も変わりなく、同じ額でございます。ただ、町の予算上、扶助費として支給する人数が不用額として発生したということで、単価自体が落ちるということではございません。

○3番（真貝政昭君） 小中の就学援助にかかわる部分で扶助費があります。

○委員長（岩間修身君） 何ページですか。

○3番（真貝政昭君） ページ数は、181ページと、それから175ページになります。全体的な額と、それから学校給食費と、それから教材費という点で伺います。

平成28年度で予定されている小中の予定人数に対して、平成28年度は第3子以降については助成するという内容が盛り込まれておりますけれども、それを就学援助対象外として捉えて、現在の基準で対象にしている就学援助の対象となる人数が小中でそれぞれ、人数はいいですけれども、何割になるかというのを説明してください。

○教育次長（佐々木容子君） 28年度積算でということで、今いらっしゃるお子さんたちは1つずつ学年が上がって、新1年生を新たに見込みで加えるという形で積算をしておりますが、小学校でいきますと児童予定が104名、そのうち就学援助見込みが45名ということで、率にしまして43.2%、中学校につきましては生徒数51名のうち就学援助17名ということで33.3%という率でございます。

○3番（真貝政昭君） それでは、伺いますけれども、学校給食費がそれぞれ就学援助の部分で額が出ていますけれども、これを今の率で割れば全体が出てくるというふうに理解すればよろしいのですか。

○委員長（岩間修身君） 済みません。真貝委員、もう一度質疑お願いします。

○3番（真貝政昭君） 失礼しました。全体額はこちらのほうで積算しますので、答弁はよろしいです。

それで、小中でそれぞれ学校給食費、学用品費、第3子以降の助成金が出ております。予算です。対象となる人数、小中で何名ずつ予定されているか説明してください。

○教育次長（佐々木容子君） 小学校費でございますが、小学校については9名、それから中学校費では5名を予定しております。

○3番（真貝政昭君） 175ページの上段のほうにあります工事請負費で小学校体育館屋根雪害部補修工事請負費が出ています。新設当時の、改築当時の図面を手元に置いてあるのですけれども、予算説明資料ではなかったように思うのですが……ないようです。できればそういう箇所を図示してほしいのですが、口頭で説明をお願いします。

○教育次長（佐々木容子君） 余り私の得意な分野ではございませんので、私のご説明でご理解いただけるかどうかなのですが、さっきも申しましたが、破風の部分が重さで押されてということで、軒天の中の固定ビスが外れるということで、工事内容としましては新たな下地になるものを強固な金物でつくるということで、それを屋根の下地と一体化させるということで耐久力をアップさせる。そして、その金具、金物が固定されるようにウレタンを吹きつけて固定をさせるということでございます。

○3番（真貝政昭君） あの建物はちょっと特異な外観しているのですけれども、体育館の周りを教室と、それから1階は給食センターで、2階のほうは教室ということなののですけれども、それよりもさらに体育館分が飛び出ているということなののですけれども、体育館の最上部の屋根の軒部分ということでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） はい、そのとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） 方向としては玄関側なのか、旧グラウンド側なのか、それとも給食センター側なのか、それともピロティーというか、海が見える開放されたほうの方向なのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） はい。場所としては東側、海側に見える部分ということになります。

○3番（真貝政昭君） 雨勾配からいえば、やっぱり雨が落ちる側ですね。ぬきですね。わかりました。

巻き垂れなのですか、それとも氷によるそういう雪害なのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 湿った雪とその後のつららということで押さえております。

○3番（真貝政昭君） 次に、文化会館のトイレの改修はことし予定されております。池田委員の町民からの要望で取り上げて、実施していただくということで、女子トイレは目にすることがないので、大変勉強になりましたけれども、小学校については洋式化がされておりますけれども、中学校は従来の和式でいっているようですよ。それと、BGも和式で、BGのほうはことしやりませけれども、中学校のほうでも会館にあわせてこの際すべきでないかと思うのですけれども、当初では出ていませんけれども、中段からでも可能なことなので、その点はどのようにお考えでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 中学校、現在も文化祭ですとか体育大会ということで多くの町民の

皆様集まる場所ですし、あそこも先ほどからの話ですと当然に避難場所になり得るということで、今生徒と先生方では特に和式でどうこうということはないのですが、やはりそういう理由を考えると洋式化というものも頭に入れて、検討していくべきことと考えております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款職員給与費、15款予備費、194ページから203ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。

（「予備費まで」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 予備費まで。

○1番（木村輔宏君） 199ページのふるさと応援基金積立金、これは1億数千万と。これ去年でいくと約3億何千万の、1億6,000万積み立てましたけれども、これはパーセンテージにしたらどのくらいのパーセンテージでこれを積み立てるという予定になっているのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 正確なパーセンテージまではなんなのですけれども、まず寄附金が来て、贈呈品の部分で70%から場合によっては75%ぐらいまで行くかもしれません。その部分でカットされまして、あとその部分の贈呈品以外の事務経費の部分にも当て込みます。残りということなので、2割とか十何%とか、そのぐらいかなと思います。

○3番（真貝政昭君） 201ページの職員給与費です。条例化されましたけれども、成果主義で評価制度が出るということで、どういう内容になるかはこれからだということです。それで、法律がこういうふうになりましたので、条例化されたのですけれども、ほったらかしにすることは可能なのでしょうか。何かしらマニュアル化されたものがあるのか。何たかんた押しつけですよ、いろんな批判があった中で。その点どうなのでしょうか。独自に考えたものにしても、やらなければ何か罰則があるとか、そういうものなのでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） 罰則的なものは、文書的なものではまだ来ておりませんが、あると思います。

○3番（真貝政昭君） 結局条例案が提案されたときの説明では、こういう受けとめ方をしているのです。町職員の給与の総予算、総額は変わらない中で、上下の評価をつけて、評価の高い者に評価の低い者の給与を食わせると、そういう説明だったように思います。つまり評価の低い方の給与を評価の高い方が食うと、そういう構図で私は理解したのですけれども。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○総務課長（藤田克禎君） 人事評価につきましては、端的に個人を差別するものではなく、個人の評価をして、それに基づいた形で役場としては指導していく、評価の低い者に対しては指導して、能力を上げるというような方式でございます。ただ、勤勉手当につきましては評価のごとく率を上げ下げしながら調整していくという方法でございます、給料までは下げる、上げるという方式のものではございません。

○3番（真貝政昭君） わかりました。勤勉手当についてのみそういうことをするということなのですけれども……

（「原資を変えないという」と呼ぶ者あり）

○3番（真貝政昭君） 勤勉手当の総額は変えないということでしょう。だから、その中で評価が低い者の勤勉手当を評価の高い者が食うと、平たく言えばそういうことです。それで、一般、凡人の捉え方はそういうふうに見るのです。従来は公平性が保たれていたわけですから、今回の場合は何たかた上下をつけるということですから、本来は能力を高める努力というのはそれぞれしているわけですから、組織として。それに金銭的な上下をつけるというわけですから、やはり外野から見ているとそういう食う、食われるという関係ができて上がるのです。それで、10年くらい前ですけれども、もう執行されていた自治体もあるのです。大阪の事例ですけれども、評価を行う側、それから評価をされる一般職員の側で、この件に関するアンケート調査をとったら、双方8割ほどが反対なのだ。喜ばしい方向ではないと、そういうアンケート結果が出ているのです。それで、やろうとしてもやられる側は反対が強くて、撤回したり、中止したりというのが続いていたのですけれども、今回のこの法律改正は2014年にでき上がったのだけれども、無理やり押しつけるようなやり方です。それについて、古平町役場の中では職員の皆様に内々的に賛成なのか反対なのかというのは、そういうお伺いを立てていたのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 結論から申し上げますと、組合と協議の結果、了承を得ております。

それから、誤解されている部分があるようですので、ちょっとご説明させていただきますと、勤勉手当、決してふえる人の分を悪い人の分を削ってという考え方ではなくて、総額、出した額から支給する全員、私どもでいうかんがけです。全員に対する支給率を基本的に下げた中で原資を確保するという、成績のいい職員に多く配分する額を確保するというやり方です。ですから、例えばプラスになる職員の分の原資が10万円必要であれば、その評価が下の職員の分の手当を10万円削るという考え方ではありません。一律に数パーセント落とした額をもとにして成績のいい職員に加算する、勤勉手当はそういうやり方です。原資、総額を変えない。昇給については、優秀な職員についてはプラスですから、人件費がふえるということもあり得ます、その分についてだけいけば。総額の中で例えば1号俸プラスする職員がいれば1号俸マイナスする職員がいるのかというと、そういうやり方ではありません。そういうことですので、ご理解いただきたい。それから、基本的に法の趣旨からいきますと、先ほど課長が申しあげましたように、職員の能力アップのためです。能力アップということは、町民のサービスなり向上につながるように業績、成績といいますか、職員の足りない部分を指導してあげるという考え方です。そのための評価です。それから、古平町というわけではなくて、一般的なお話をさせていただきますと、公務員の給料というのはやってもやらな

くても同じだと、そういうことで逆にやる気のある職員がやらなくても一定の給料もらえるのであればという弊害があるという指摘も今までされてきたことも事実であります。そういった部分を見直して、目的は、法で目指しているところは私どもでいうと町民サービスの向上につなげる、町の目指す方向、そのために指導の機会をふやしていく。先日でしたか、条例改正のときにお話ししましたその目標設定、あるいは評価の段階、その中間の段階というところできちんと職員と面談する。あなたの結果はこうでしたという結果を示して、納得して、次はこういう方向でやっていきましょうという指導をしていく、そういうところが目指すところであります。そういったことで進めていきます。それから、先ほど真貝委員さんおっしゃった大阪市の例、府でしょうか。

(何事か言う者あり)

○副町長(田口博久君) 大阪のほうは一般的に新聞報道などされる、公務員の不祥事ということで新聞報道されたりすることが多かった地域。特に、下世話な言い方をすれば、働かないで給料を得たいという職員が多かった、そういうことが新聞によく出た地域であります。この人事評価についていきますと、される職員より評価する側の職員のほうが非常に大変だと、そのように考えております。

以上です。

○3番(真貝政昭君) 後段のほうはいろいろと議論が今後も続くと思うので、今控えますけれども、前段の部分の勤勉手当の総額を今までよりもレベル一旦下げて、評価の低いほうのあれを高いほうにというような説明に聞こえたのですけれども、そうではないのですか。私は今までに支給されていたような勤勉手当の総額は変わらないで、それで上下をつけるというふうに最初は理解したのだけれども、後段の説明はどうも勤勉手当そのものの総額を若干下げた段階の中で上下をつけるというふうな説明に聞こえたのですけれども、そこの食い違いについても一度聞きたいのですが。

○副町長(田口博久君) 町として支給する額は、一定の率、例えば100分の80なら80という額で総額を確保するのです。そして、全員の支給率を例えば75とかに落としてしまうのです。そういう、悪い人だけを下げるとはなくて、全員の分を下げるのです、一旦。そして、確保した額をいい職員に配分するというやり方です。

○3番(真貝政昭君) そしたら、一番喜ぶのは、一番高く評価されたところというふうになりますね。その割合は、多分真ん中の部分は、学校の生徒のテスト結果にもよくありますけれども、低いほうと高いほうが少なく、真ん中部分が多いと、そういうグラフがよく見られますけれども、どちらにしても高く評価された以外は低くなると、今までより、そういう理解で決定ですね。

○副町長(田口博久君) そういうことになります。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時55分

○委員長（岩間修身君） それでは、会議を始めます。

次に、古平町一般会計予算、歳入の質疑を行います。20ページ、1款町税から39ページ、5款株式等譲渡所得割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に40ページ、6款地方消費税交付金から47ページ、9款地方交付税まで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 地方消費税交付金の社会保障財源分なのですけれども、このように入ってくるのですけれども、出どころはどういうふうになっていますか。行き先です、歳出の。

○財政課長（三浦史洋君） 社会保障財源部分につきましては、説明資料のほうにも載せているのですけれども、めくってもらってもなく、操出金でまず2つに分けて、国保会計の財政支援の部分で1,500万円ほどで、後期高齢者の北海道の広域連合のほうの医療給付費負担金の部分で1,500万円ほどと考えております。合わせて3,000万円です。

○3番（真貝政昭君） 使い道の裁量は自由なのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 使い道につきましては、資料要求でありました部分に書いてございます。資料請求がありまして、配った部分、お手元にあるようでしたら財政課の3ページです。3ページに記入してございます。行き先はざっくり言うと社会保障の関係の経費に充てますよということで、この社会保障施策とは何かといいますと、社会福祉、社会保険、保健衛生のいずれかに関する施策をいいますというもので、実際使途となる費目である部分につきましては以上のようになっております。資料の3ページに記入してございます。

○3番（真貝政昭君） ここの部分が導入されたのは平成26年で、決算で740万ほどだったのが27年の最終見込み、それから今回の見込みでも半分以下に下がっているってこれはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

（「答弁調整」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時59分

再開 午後 1時00分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。正確に今質問聞いていなかったのですけれども、多分700万円という言葉が出たので、この資料の3ページの歳入の部分、上の表です。H26決算が社会保障財源分7・4・1・4、このことですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○財政課長（三浦史洋君） これが26の予算額に対してということでしょうか。今26の予算書持っ

てきていないので、わからないのですけれども、済みません。

○3番（真貝政昭君） 5%から8%に上げるときに社会保障財源分として3%の部分使うというふれ込みでやって、古平町に来る分が平成26年決算で740万円あったのに、なぜ27年、28年と半分以下に下がったのかという、そういう質問なのです。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。27、28、半分以下というのは、3,000万円だから、半分というのは意味がわからないのですけれども、まず26年度はタイムラグがあります。前も言ったと思います。26年の4月からなのだけれども、消費税払うのは、それぞれの事業年度ございますよね、法人の事業年度ありますので、ずれると。だから、26年度の予算額は、前も言ったけれども、多分17%ぐらい地方消費税がふえただけなのです。本当は1.6倍にならなければ、60%ふえなければならぬのだけれども、17%ぐらいの小さい計画でした。26年度はタイムラグで少ないです。

○3番（真貝政昭君） 失礼しました。コンマの桁を間違えていました。それだけのことです。

それで、一番下の消費税の影響額なのですけれども、このように社会保障財源分、3%部分を抜きにして、5%の部分だけを見ますと、4,000万しか入ってこないのに支出で1億を超える消費税を古平町は払っているわけです。これって消費税を10%、さらにその上がまだあるというふうに安倍総理は言っていますけれども、これって地方自治体の財政運営を狂わせる一番大もとになりませんか。

○財政課長（三浦史洋君） どちらかというとも27年度のほうで比べたほうが良いと思います、見込みですけれども。入ってくる分、上の表です。27年度の合計金額7,212万、7,200万円ほどと。27年度、下の表、払う分、歳出の部分の該当するであろう部分が1億2,500万円ほどということでの、ここでいう数字上は5,000万円ほどの差です。これに、本当そうだと思うのですけれども、まず地方消費税の配布、うちの町人口規模が少ないというのと……地方消費税の配分方法が地方消費税の税収の約2分の1が市町村に交付になると。その残り2分の1都道府県が取って、残り2分の1を市町村に交付することになっています。交付基準が国調の人口と経済センサスの従業者数、1対1の割合で案分してということになっています。本町でいうとやっぱり人口が少ないというのと従業者数がほかのほうと比べて、平均と比べたら低いのかなというのが勘案してとれます。

○3番（真貝政昭君） だって、平成28年度の予算見たって、7,000万消費税で入ってきたって、出ていくのが1億1,000万を超えていますから、差が4,000万以上消費税で消えていくというあれでしょう、現ナマが。使える税金が4,000万消費税が施行されて、動いている限り、こういう形で狂っていくわけですから、本来はためれる金額です。こういうふうに次から次と税金で食われていったらたまったものではないと、そういう結論に落ちつきませんか。ことしの工事額だとか、それから備品購入とか、そういうのでさえこういう状況なのですから、これは大きな事業抱えたら、とてもではないけれども、たまったものではないというふうに理解するのですけれども。

○財政課長（三浦史洋君） はいと言いたいところなのですけれども、支出の部分での消費税相当額の部分を上回るだけの歳入があればとは思っているのですけれども、先ほど説明したような制度的にはそうなっているので、まずこれは受け入れなければならないのかなとは思っております。あとは何とも言えません。

○3番（真貝政昭君） 私の認識が間違っているという答弁はありませんか。

○財政課長（三浦史洋君） まず、この地方消費税の交付金はこの金額ですけれども、忘れてはいけないのは普通交付税のほうにも算入されております。だから、地方消費税、その部分が地方交付税の普通交付税分として0.22%……済みません、アップになった3%に対応する地方消費税と交付税に措置されている部分を言います。地方消費税が0.7%、交付税には0.22%ということで、くどいようですが、消費税3%アップの3%のうち地方には0.92%来ておりますということで、先ほど来の答弁で消費税、歳出に対する消費税に対して歳入、地方消費税交付金だけでなく、交付税にも入っていますということをお伝えしたいと思います。

○3番（真貝政昭君） それが私の認識とちょっと対向するのであれば、それは違うというふうに申し上げたい。地方交付税の原資は、法人税だとか所得税だとかあります。消費税も入ってきました。だけれども、今までの消費税導入から積算してきて、真逆的に法人税が引き下げられてきているので、減税という形でセットになっている。これ直接税と間接税の割合の論議のあれでそういうふうになってきたのだけれども、結局減税分が消費税で埋められるような形をとっているから、今回の古平町の一般会計の地方交付税の額というのは何もいい方向でないでしょう。大体は似たり寄ったりのあれで推移してきているわけでしょう。それに示されていますよね。結論的にいえば国レベルの配分の仕方ではそういう形でやっていますので、交付税の中に消費税が何%入っているかというやつはそれで帳消しになっているはずなのです。だから、古平町の財政を考える上で地方消費税交付金を考えたときにやはり支出で何ぼ消費税取られていくかという、その比較で消費税を捉えたほうがはっきりしているというふうに見ているのですけれども、やっぱりそういう見解なのですか。あくまでも交付税入っているので、私の認識はちょっと狂いがあるということなのではないでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。先ほどの繰り返しになりますけれども、地方消費税の分で地方団体に交付になっているかというのは先ほど申し上げたとおりでございます。物としては地方消費税交付金、そしてプラス普通交付税の中に内書きと申しますか、国税三税、四税のうちのパーセンテージ決まっていますので、その部分が入っております。歳出につきましても消費税に該当する費目については消費税の分も当然払っているということなので、それ以上申し上げようがありません。

○委員長（岩間修身君） 次に、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に48ページ、10款交通安全対策特別交付金から59ページ、13款国庫支出金まで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 幼児センターの53ページです。予定されている幼児センター保育料の件です。ここでの利用者の階層別の人数を説明してください。

○民生課長（和泉康子君） 済みません。ここの積算のときに人数に収納率掛けた額となっております。階層別の人数となりますと後ほど資料でご説明したいと思うのですが、資料の提出したいと思うのですが、今手持ちであるのが1年前の階層別の58人分はあるのですが、それでもよろしいですか。

それではまず、短時間保育ということで幼稚園部門のほうです。1階層ゼロ、2階層1、3階層6名、4階層6名、5階層11名、うち2番目の子供で半額の方が1名で、計24名です。長時間保育、3歳以上の部分です。これは保育所部分です。1階層ゼロ、2階層4名、3階層9名、うち2番目の子供で半額の方が3名、4階層5名、5階層8名、2番目の子の半額が1名、合わせて26名です。3歳未満です。1階層ゼロ、2階層4名、うち2番目の子の半額が1名、3階層1名、この方は3番目の子として無料となっております。4階層1名で、2番目の子として半額が1名、5階層2名、2番目の子の半額が1名ということで9名となっております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に60ページ、14款道支出金から69ページ、16款寄附金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に70ページ、17款繰入金から81ページ、20款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ここで歳入歳出一括で1人2件まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成28年度古平町一般会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。258ページから281ページまで、歳入歳出、質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 国保加入者の世帯別の家族数、人数です。それと、所得だとか、そういうので税が決まりますけれども、そういう一覧の把握というのは、かつて一度出してもらったことあるのですけれども、そういうのが平成28年度、各年度において決算でそういうのがわかってくると思うのですけれども、わかるような状態にはなっているのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 資料で示したのが例えば何人世帯が何人で、どの階層ということの表は今まとまっておりますけれども、予算つくるときに全件データに対して賦課の準備をしますので、それを表にして何らかの形でお示しすることはできるかと思えます。

○3番（真貝政昭君） かつて議会のほうに収納室長が担当されていたときに、今副町長が担当課長だったかもと記憶しているのですけれども、その当時議会にいただいたことがあるので、それが一番我々にとっては把握しやすい町民の、国保加入者の、国保税の実態をつかみやすい表だったので、ぜひともそれを参考にさせていただければなというふうに思うのです。

それと、現在古平町は滞納世帯に対して面談の上、短期保険証を発行しておりますけれども、その実情、現時点でもいいですけれども、説明をしてください。

○民生課長（和泉康子君） 短期証の種類としては2種類です。通常2年間の保険証を発行してい

るのですけれども、滞納の状況、長年滞納しているだとか半年滞納しているだとかということで面談を受けながら1年の保険証、短くする分、あと6カ月の分、あと全額自分で払っていただく、全額自分で払っていて、後ほどお返しするという3種類の短期証がございます。それで、今現在の人数としましては、12カ月の短期証出ている方が20世帯の43名、6カ月証が14世帯の31名で、こちらのほうに至るまで年2回夜間相談窓口だとか、対象になる方を集会所で呼び出すだとか、あと時間がとれないという方がかなりいますので、日曜日だとか夜間相談所ということで収納係と一緒に相談窓口を設けて、その結果によって今回の短期証を発行しております。

○3番（真貝政昭君） 短期保険証の発行について、資格証明書については発行していないので、よかったですけれども、小中学生の場合、特別な配慮が必要だということでやられているはずなのですけれども、その点についてはどのようにされていますか。

○民生課長（和泉康子君） こちらも通達のほうで資格者証の発行は高校生以下の子供に対しては最低でも資格者証ではなく、6カ月の短期証を出すということで、うちのほうも本来資格者証に該当すべき世帯でも6カ月の短期証として、そういう方がいた場合、6カ月の短期証で対応しております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。312ページから331ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 平成28年度の保険料のことについて説明をお願いします。

○民生課長（和泉康子君） 説明資料の104ページをお開きください。一番下の点線の枠で書いてあるところが今回改正になりました内容を書いております。①の均等割の部分ですが、こちらのほう2年に1回の改正があるのですけれども、26、27と均等割が5万1,472円でしたが、今年度は、28、29年度の2年間は4万9,809円ということと、あとその上の所得割です。こちらのほうも10.52%でしたが、0.01%下がりました、10.51%ということで、この所得割と均等割の率がそれぞれ下がりました。ということで、これを基準にしまして所得が出た段階で28年度の保険料の賦課が始まります。なぜ下がったかといいますと……済みません。ちょっと待ってください……済みません。この率下がった計算式、今ちょっと持ち合わせていなかったのも、また後ほど何かの機会に説明資料を出したいと思います。

○3番（真貝政昭君） 後期高齢者医療制度ができたときに各保険からの支援金がうなぎ登りに上るといふ予想が立てられておりましたけれども、これについてはどのような現状になっていますか。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時25分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○民生課長（和泉康子君） 説明資料の95ページをお開きください。済みません。先ほどの保険料下がった原因が医療費が下がっていることによりまして保険料率を計算しております。後期高齢の保険料は全体の医療費の総額を所得だとか人数で割り返して基準が決まりますので、そちらのほうはそういった理由で保険料率と均等割の基準額が下がっております。それで、今見ていただきたいのは、95ページの後期高齢者支援金ということで3款です。こちらのほうが27年度は5,570万、28年度におきましては5,100万ということで、国保から後期高齢に支援する部分の金額は下がっております。一つの理由としては、後期高齢制度というのは各保険者で年齢が到達すると必ず75歳で後期高齢に移るのですが、年齢を重ねるごとに医療費が高くなるリスクが上がります。そういう方を送り込むということで、国保だけではなくて、各健康保険がそれぞれに見合った金額を後期高齢を支援するという形で後期支援の支援金ということで支出しているものなので、この金額はその規模に、国保だとか各保険者の規模だとか所得にもよりますが、後期高齢全体の医療費が下がるとこちらの各保険者に求められる支援金の額も下がるという形になっております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成28年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。360ページから391ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成28年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成28年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。428ページから455ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成28年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を行います。488ページから505ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 495ページの13節の委託料でデイサービスの事業運営費は出ているのですが、私もちょこちょこ行って、見ているのですが、当然デイサービスを受けている人は介護認定を受けている人だと思いますけれども、介護認定にも1から5までであると思いますけれども、この介護認定を受けているデイサービス事業というのは介護認定の度合いにかかわらず、受けるサービスというのは全員同じサービスを受けるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 説明資料の127ページのほうに一番上の表で通所介護のサービスの積算資料を載せてございますけれども、介護度別、要介護1から要介護5で、月平均の人数、23人から1人、合計で月43人というふうに、利用者の予測についてはこういう人数で予測しております。そのサービスの内容になるのですけれども、その方によっては機能訓練、足の不自由な方の歩行訓練をプラスしてやっている方もおりますし、その方の状態に合わせて若干サービス内容に違いもございます。

○8番（高野俊和君） デイサービスでよく見かけるのは、いろんな行事なども参加して、いろいろやっているみたいですが、デイサービスを受けている方と、南寿会の方なんかと一緒に合同でそういう事業というか、そういうサービスのときにそういう南寿会と催し物みたいなものを一緒にやるということはあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃられるものについては、ちょっと名前が出てきませんけれども、一般の高齢者の方がデイサービスのお風呂の利用をできる日があるのです、1週間の間に。そういう形でお風呂に入った後、談話室といいましょうか、そちらでカラオケをやって、お帰りになられるということだとか、ふれあい昼食会だとかという形のそれはそれでの事業で、使われている場所が地域福祉センターで、同じ場所ということで、ただデイサービスについてはデイサービス事業としてサービスとしてやっていますし、そちらの高齢者の事業については高齢者の事業。たまたまお風呂が共通だったりだとかというふうになっているだけの話です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を終わります。

これをもって平成28年度古平町各会計歳入歳出予算の質疑は全て終了いたしました。

これから平成28年度古平町各会計歳入歳出予算について一括採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（岩間修身君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました平成28年度古平町各会計歳入歳出予算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1時35分